

仮協定書

一般社団法人日本港運協会整備部会のうち、日本港湾労働組合連合会に所属する組合員を雇用する使用者と日本港湾労働組合連合会は、2023年（令和5年）における「賃金値上げ並びに労働条件の改善」について下記のとおり協定する。

記

1. 賃金について

(1) 基準内賃金について、月額6,000円とする。

但し、定期昇給、年功給、配分等を含む。

) (2) 実施日は2023年（令和5年）4月1日とする。

2. 産別制度賃金協定水準確保については、中央産別労使協議に沿った形で対応する。

3. 一時金について、港間、企業間格差が生じている実態のもとで、一律の年間協定及び年間支給額を基準内月額賃金の6ヶ月分に引き上げることは困難であるが、一時金のあり方等について、引き続き各港・企業労使で協議する。

4. 所定外労働割増率の問題については、中央産別労使協議に沿った形で対応する。

5. 定期昇給制度については、中央産別労使協議終了後に改めて協議する。

6. 適正作業料金の收受について

) 適正な作業料金を收受できる環境整備を図るよう最大限努力する。

7. 働き方に関する産別労働協約の完全履行について

中央産別協定と密接な関係にあるので、これに沿って対応する。

8. 雇用・職域の確保・拡大策の確立

雇用・職域の確保・拡大策の確立については、中央産別労使協定に沿って対応する。尚、詳細については引き続き専門委員会で協議する。

9. 定年延長について

定年延長の問題については、原資負担も含めて引き続き真摯に専門委員会で協議する。

10. 退職金の引き上げについては、専門委員会で協議する。

11. 労働安全・衛生の確保と確立について

(1) 荷役機器の不備や極端な悪天候など危険があると思われる作業については、船社、元請とも協議のうえ、安全の確認が取れるまで強行に作業を行わないよう各社を指導する。

尚、労働安全、衛生の確保と確立の問題については専門委員会で引き続き協議する。

(2) 熱中症対策については、専門委員会で協議する。

尚、中央産別協議で具体的な内容が確認された場合は、それに沿って協議する。

(3) 新型コロナウイルスなどによる感染症への対応策については、専門委員会で協議する。

尚、中央産別協議で具体的な内容が確認された場合は、それに沿って協議する。

12. 2018年4月18日付、所謂18春闘「協定書」第7項については、23春闘中央港湾団交「協定書」に基づき、地区労使協議を以って実施する。

2023年（令和5年）5月23日

一般社団法人日本港運協会・整備部会
(日港労連関係使用者)

代 表

高川龍二

日本港湾労働組合連合会

中央執行委員長

内田一